

介護保険のサービス

訪問介護(ホームヘルパー)

ご自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活のお手伝いを行ないます。

通所介護(デイサービス)

日帰り施設に通い（送迎は施設で行ないません）、入浴・食事の提供や、機能訓練、レクリエーションなど受けるサービスです。

訪問入浴

移動入浴車で訪問し、浴槽を自室に運び込み、入浴の介助を行なうサービスです。

短期入所介護(ショートステイ)

介護施設に短期間宿泊し、日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

福祉用具貸与

介護用ベット・車椅子・歩行器などレンタルできるサービスです。

※介護度によって、レンタルできる品目が制限される場合があります。

住宅改修費の支給

ご本人が、安心して自宅で過ごせるように改修を行った費用を助成します。

※支給は、償還払いです。上限額は20万円まです。

福祉用具購入費の支給

レンタルでは借りれない品目（ポータブルトイレ・入浴で使用する福祉用具など）を購入した場合、助成されます。

※支給は、償還払いです。1年間に10万円が上限額です。



富士見町社会福祉協議会指定居宅介護事業所

営業日：月～金曜日（祝祭日を除く）

営業時間：8:30～17:30

〒399-0211

長野県諏訪郡富士見町富士見8988-1
(ふれあいセンター内)

電話：0266-78-8987

Fax：0266-62-6772

E-mail：fureai-c@fujimi-shakyo.jp

介護でお悩みなこと
介護保険のこと
生活で不安なこと

社会福祉法人

富士見町社会福祉協議会

の

居宅介護支援事業所

に

お気軽に
ご相談ください

お問合せ先

78-8987

居宅介護支援事業所とは？

介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所です。

介護保険サービス等を利用できるように支援する事業所です。

ケアマネジャーとは？

ケアマネとも呼ばれます。

介護や介護保険・福祉制度の幅広い知識を持った専門職です。

適切なサービスが利用できるようにサービス事業所との連絡調整や計画書の作成を行ないます。

富士見町社協の ケアマネジャーは？

私達、富士見町社協のケアマネは、

「共に地域で、望む暮らしの
実現に努めます」

ご利用する方のお話（悩み）を充分に聞き、一緒に考え・感じ、快い暮らしの実現のためにねばり、ご本人・ご家族の方になれるように取り組んでおります。

ご本人・ご家族が共に安心して自宅で過ごせるようにお手伝いします。

こんな時にご相談ください。

- 介護保険の申請をしたいが、どのようにしたら良いか分からない。
- デイサービスに行きたいが、どこに相談すれば良いか分からない。
- 介護ベットや車椅子を借りたい。
- 退院後の自宅での生活に不安がある。
- 入浴やトイレなど手伝ってもらいたい。
- 物忘れがひどくなってきた。
- 閉じこもりがちで、元気がなく心配。
- 介護に疲れた。

など、介護に関するお困りごとなどありましたら、お軽にご相談ください。

ケアマネジャーが相談にお答えします。
※相談内容等の個人情報は、当会プライバシーポリシーにより取り扱われ、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。



介護認定とは？

1 介護認定申請

申請書に必要事項を記入し、市町村窓口に提出します。
私達がご本人・ご家族に代わり、申請する事ができます。

2 認定調査(面接)

市町村に申請書を提出し、市町村から認定調査員が自宅などに訪問し、お体の状態などお聞きます。

3 コンピューターによる 一次判定

認定調査の結果（項目）をコンピューターに打ち込み、仮の認定結果を算出します。

調査項目・特記事項 + 主治医の意見書

4 審査会による 二次判定

かかり付けの病院等の主治医に意見書を書いてもらいます。（かかり付け医がない場合は、市町村指定の医師）

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、医師や福祉関係者などで構成される審査会で話し合われ、認定結果が出されます。

5 介護認定結果決定通知

ご自宅に認定結果が記載された「介護保険被保険者証」が郵送されます。
申請から概ね1ヶ月で認定されます。